

## あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多世帯同居及び多世帯近居を推進することにより、あわら市への定住を促進することを目的として交付するあわら市多世帯同居・近居促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住居及び生計を一にする者の集まりをいう。
- (2) 若者世帯 新築住宅の引渡日において世帯員全員が45歳未満である世帯（子育て世帯を除く。）をいう。
- (3) 子育て世帯 新築住宅の引渡日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯をいう。
- (4) 多世帯同居 別居していた複数の世帯が住民票の異動を伴って同居することをいう。ただし、同居する世帯は直系親族により構成されるものとし、直系卑属の単独世帯は1世帯として数えないこととする。
- (5) 多世帯近居 市内に所在する既存住宅に居住する直系尊属の世帯とは別に、直系卑属である若者世帯又は子育て世帯が市内に居住することをいう。ただし、直系卑属の単独世帯は1世帯として数えないこととする。
- (6) 新築住宅 新たに建設された一戸建て住宅で、人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。ただし、当該住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が居住の用に供されるものであり、かつ、建設工事の完了の日から起算して1年未満であるものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに多世帯同居する者であって、同居する直前に連続して3年以上別居していたもの又は多世帯近居する者で、かつ、第4条に規定する補助事業を実施するもの
- (2) 補助金の交付を受けた日から10年以上多世帯同居し、又は多世帯近居する旨の誓約をした者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金と同種類補助を受けていない者

(5) その他市長が不相当と認めた者ではない者

3 補助対象者が多世帯同居又は多世帯近居する前に居住していた既存住宅（賃貸物件を除く。）が市内に所在する場合は、当該住宅を除却し、又は利活用する等の適正な管理を継続することを誓約した上で、第4条に掲げる事業を実施しなければならない。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。

(1) 新築住宅の建設

(2) 新築住宅の購入

2 補助事業は、令和3年4月1日以降に契約されたものに限る。

（補助金の額）

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、一の新築住宅につき30万円とする。

（交付の制限）

第6条 補助金は、交付対象となる新築住宅又は補助対象者が過去同一の補助事業により補助金の交付を受けている場合には交付しない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新築住宅の引渡しを受けてから6月以内に、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 概要書（様式第2号）

(2) 多世帯同居又は多世帯近居する者の関係性を示す書類（戸籍謄本等）

(3) 多世帯同居又は多世帯近居する者全員の住民票の写し

(4) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(5) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

(6) 支払い証拠書類の写し

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し

(8) 住宅の写真

(9) 図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、立面図等）

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、不相当と認めたときはその申請を却下し、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第6号）により、期限を定めて補助金の返還を請求することができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付申請書兼完了実績報告書

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金の交付を受けたいので、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添え次のおり申請及び報告します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 多世帯同居	<input type="checkbox"/> 多世帯近居
補助事業	<input type="checkbox"/> 新築住宅の建設	<input type="checkbox"/> 新築住宅の購入
新築住宅の所在地	あわら市	
既存住宅の所在地 (多世帯近居のみ)	あわら市	
交付申請額	円	
補助事業の経費	円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	
補助事業の期間	契約日	年 月 日
	引渡日	年 月 日

添付書類

- (1) 概要書（様式第2号）
- (2) 多世帯同居・近居者の関係性を示す書類（戸籍謄本等）
- (3) 多世帯同居・近居者全員の住民票の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (5) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 支払い証拠書類の写し
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (8) 住宅の写真
- (9) 図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、立面図等）

様式第2号（第7条関係）

概要書

新築住宅	所在地		
	所有者		
既存住宅 (多世帯近居のみ)	所在地		
	所有者		
住宅取得金額			円
補助金交付申請額			円

多世帯同居・近居者一覧

	氏名	続柄 (新築住宅の所有者との関係)	備考
新築住宅 居住者			
①			
②			
③			
④			
⑤			
既存住宅 居住者 (多世帯近居のみ)			
①			
②			
③			
④			

※欄が不足する場合は、適宜、追加すること。

様式第3号（第7条関係）

誓約書兼同意書

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) 補助金の交付を受けた日から10年以上多世帯同居（多世帯近居）します。
- (3) 国又は地方公共団体からあわら市多世帯同居・近居促進事業補助金と同種類  
の補助を受けていません。
- (4) 多世帯同居又は多世帯近居する前に住んでいた既存住宅は（賃貸物件を除く。）、除却します。（利活用する等の適正な管理を継続します。）
- (5) あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第10条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。

2 同意事項

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金の適正な執行に必要な範囲内で、市長が住民基本台帳及び納税状況等を閲覧することに同意します。

年 月 日

あわら市長 様

住 所  
氏 名

様式第4号（第8条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市多世帯同居・近居促進事業補助金については、下記のとおり交付の決定及び額の確定（却下）をしたので、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

1 決定

- (1) 申請区分  多世帯同居  多世帯近居
- (2) 補助事業  新築住宅の建設  新築住宅の購入
- (3) 新築住宅の所在地 あわら市
- (4) 既存住宅の所在地 あわら市 (多世帯近居のみ)
- (5) 補助金の額は次のとおりとする。
- 補助金の額 円

(6) 備考

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、以下の要件に該当するときは、補助金の返還請求を行うことがあります。

ア 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

イ その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 却下

(1) 理由

(2) 備考

ア この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。

イ この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

あわら市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定及び確定の通知のあったあわら市多世帯同居・近居促進事業補助金を次のとおり交付されるようあわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先金融機関	銀 行 信用金庫 協同組合 支店
口座番号	(普通・当座) 口座番号 :
フリガナ 口座名義	

備考

- 1 預金通帳の写しを添付すること。
- 2 ゆうちょ銀行への振込みの場合は、振込み専用口座を記入すること。



様式第6号（第10条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定のあったあわら市多世帯同居・近居促進事業補助金について、交付決定を取り消すこととしたので、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

あわら市長



記

1 交付済額 円

2 返還請求額 円

3 取消しの理由

4 返還期限 年 月 日

5 備考

- (1) この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。